

# 公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

## I 基本的事項

### 1 事業の概要

特別会計名：伊勢崎市水道事業会計

事業名	末端給水事業(水道事業)		
事業開始年月日	昭29.11.1	地方公営企業法の適用・非適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 非適用
団体名*	伊勢崎市	職員数*(H19.4.1現在)	50名
構成団体名			

- 注1 事業を実施する団体が一部事務組合等(一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。)の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。  
2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

### 2 財政指標等

資本費	69円(H18)	公営企業債現在高(百万円)	15,614
累積欠損金(百万円)	—	利益剰余金又は積立金(百万円)	2,315
不良債務(百万円)	0	財政力指数*	0.845
資金不足比率(%)	資金不足額なし	実質公債費比率*(%)	11.3(H19)
		経常収支比率*(%)	92.7(H18)

- 注 平成17年度(又は平成18年度)の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。  
なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。(ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。)

### 3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成17年1月1日 合併前市町村：伊勢崎市、赤堀町、東村、境町]  要旨については別様

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。  
2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第2条第2項に規定する合併市町村(平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。)をいう。  
3 にレを付けた上で内容を記載すること。

### 4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	伊勢崎市水道事業会計経営健全化計画
計画期間	平成19年～23年(5カ年間)
計画策定責任者	伊勢崎市長 五十嵐 清隆
既存計画との関係	伊勢崎市中心改革プラン(平成17年～21年)と整合性を保持
公表の方法等	広報誌及びホームページ等への掲載、議会説明予定
基本方針	人件費や委託料などの支出縮減による行政改革を更に推進するなかで、高金利地方債の繰上償還制度を活用し企業債償還金の軽減を図ることにより、公営企業経営の健全化の一助とする。

- 注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	—	284.0	180.5	464.5
	補償金免除額	—	67.0	24.8	91.8
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額	—	—	—	—
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	—	114.0	64.0	178.0

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の認めた補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	水道事業	136,725	284,014	180,509	601,248
合 計 (A)		136,725	284,014	180,509	601,248
※ 一 般 会 計 の う ち (再掲)					
合 計 (B)		0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		136,725	284,014	180,509	601,248

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※ 一 般 会 計 の う ち (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	水道事業	17,685	106,731	63,953	188,369
合 計 (A)		17,685	106,731	63,953	188,369
※ 一 般 会 計 の う ち (再掲)					
合 計 (B)		0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		17,685	106,731	63,953	188,369

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。  
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

## II 財務状況の分析

区 分	内 容																		
財務上の特徴	<p>平成17年1月1日に4市町村の新設合併により人口20万人の新伊勢崎市が誕生し、平成19年4月1日には特例市に移行しました。</p> <p>本市は県内有数の人口増加地域であり、社会基盤整備の促進が求められています。新市建設計画に基づき、新市の一体性の確立を目指して計画を推進しているところです。</p> <p>市町村合併により給水人口が20万人を超え、水道事業収益も合併前と比べ45%増となり、給水人口・給水戸数はわずかではあるが増加傾向にあるものの、給水量が減少傾向にあり料金収入が見込めない状況です。ただ、加入金が前年に対して2.1%の増となっているため水道事業収益全体で見るとわずかながら年々伸びています。</p> <p>また、費用においては、合併により県央第2からの受水量が約2倍となったことにより水道事業費用に受水費の割合が1/2を占めるなど厳しい経営状況となっております。</p>																		
経 営 課 題	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="453 723 639 779">課 題 ①</td> <td data-bbox="639 723 1418 779">料金収入の確保</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="453 779 1418 887">年々わずかではあるが給水量が減少の傾向にあり、急激な給水量の伸びも期待できないため料金収入の増額が見込めない状況です。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="453 887 639 943">課 題 ②</td> <td data-bbox="639 887 1418 943">経費の削減</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="453 943 1418 1050">合併により県央第2からの受水量の増加にともない、営業費用における原水・浄水費の割合が1/2以上を占める状況から人員減や経費節減を含め、各浄水場運転業務における民間委託化などが今後の課題です。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="453 1050 639 1106">課 題 ③</td> <td data-bbox="639 1050 1418 1106">公債費の健全化</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="453 1106 1418 1214">企業債残高は減少傾向にありますが、建設改良事業に伴う企業債発行額の増加が今後予想されるため事業の適切な選択により、企業債発行の抑制に努める必要があります。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="453 1214 639 1270">課 題 ④</td> <td data-bbox="639 1214 1418 1270">不納欠損額の縮小</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="453 1270 1418 1377">水道料金の徴収率については100%近い率で徴収しておりますが、転居先不明や倒産等による不納欠損となる金額が1千万円程度あるため今後は不納欠損額の減少を図っていく必要があります。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="453 1377 639 1433">課 題 ⑤</td> <td data-bbox="639 1377 1418 1433"></td> </tr> </table>	課 題 ①	料金収入の確保	年々わずかではあるが給水量が減少の傾向にあり、急激な給水量の伸びも期待できないため料金収入の増額が見込めない状況です。		課 題 ②	経費の削減	合併により県央第2からの受水量の増加にともない、営業費用における原水・浄水費の割合が1/2以上を占める状況から人員減や経費節減を含め、各浄水場運転業務における民間委託化などが今後の課題です。		課 題 ③	公債費の健全化	企業債残高は減少傾向にありますが、建設改良事業に伴う企業債発行額の増加が今後予想されるため事業の適切な選択により、企業債発行の抑制に努める必要があります。		課 題 ④	不納欠損額の縮小	水道料金の徴収率については100%近い率で徴収しておりますが、転居先不明や倒産等による不納欠損となる金額が1千万円程度あるため今後は不納欠損額の減少を図っていく必要があります。		課 題 ⑤	
課 題 ①	料金収入の確保																		
年々わずかではあるが給水量が減少の傾向にあり、急激な給水量の伸びも期待できないため料金収入の増額が見込めない状況です。																			
課 題 ②	経費の削減																		
合併により県央第2からの受水量の増加にともない、営業費用における原水・浄水費の割合が1/2以上を占める状況から人員減や経費節減を含め、各浄水場運転業務における民間委託化などが今後の課題です。																			
課 題 ③	公債費の健全化																		
企業債残高は減少傾向にありますが、建設改良事業に伴う企業債発行額の増加が今後予想されるため事業の適切な選択により、企業債発行の抑制に努める必要があります。																			
課 題 ④	不納欠損額の縮小																		
水道料金の徴収率については100%近い率で徴収しておりますが、転居先不明や倒産等による不納欠損となる金額が1千万円程度あるため今後は不納欠損額の減少を図っていく必要があります。																			
課 題 ⑤																			
留 意 事 項																			

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。





## (3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)					
資金不足比率	(%) (再掲)			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
料金回収率 <sup>※</sup>	(%)			96.86	98.39	95.65	93.73	94.93	93.57	94.93	92.18	94.93	94.29	94.46		
総収支比率(法適用)	(%)			103.51	105.42	103.98	101.23	103.93	104.44	104.20	100.24	102.85	100.66	102.85		
経常収支比率(法適用)	(%)			104.14	106.29	104.34	101.52	104.20	104.67	104.47	99.81	103.12	100.85	103.12		
営業収支比率(法適用)	(%)			113.75	114.65	110.69	107.45	109.42	111.91	109.73	104.03	108.35	106.20	108.18		
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)															
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
繰入金比率	収益的収入分	(%)		0.69	0.33	0.50	0.51	0.53	0.53	0.53	0.53	0.57	0.53	0.63	0.53	
	うち基準内繰入金	(%)		0.69	0.33	0.50	0.51	0.53	0.53	0.53	0.53	0.57	0.53	0.63	0.53	
	うち基準外繰入金	(%)														
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)														
	うち赤字補てん的なもの	(%)														
	資本的収入分	(%)		3.28	4.14	3.89	3.05	2.12	2.35	2.35	2.90	4.44	2.88	4.44	4.83	4.44
	うち基準内繰入金	(%)		3.28	4.14	3.89	3.05	2.12	2.35	2.35	2.90	4.44	2.88	4.44	4.83	4.44
	うち基準外繰入金	(%)														
うち赤字補てん的なもの	(%)															

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

## (1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100

## (2) 総収支比率 (%)＝総収益／総費用×100

## (3) 経常収支比率 (%)＝経常収益／経常費用×100

## (4) 営業収支比率 (%)＝(営業収益－受託工事収益)／(営業費用－受託工事費用)×100

## (5) 累積欠損金比率 (%)＝累積欠損金／(営業収益－受託工事収益)×100

## (6) 収益的収支比率 (%)＝総収益／(総費用＋地方債償還金)×100

## (7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%)＝不良債務(又は実質赤字額)／(営業収益－受託工事収益)×100

## (8) 繰入金比率 (%)＝収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金)／収益的収入(又は資本的収入)×100

## 2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

## (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%)＝供給単価※1／給水原価※2×100

※1 供給単価 (円/m)＝給水収益／年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m)＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ)))/年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金)／年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝(総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金)／年間総有収水量

## (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%)＝使用料収入／汚水処理費×100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	伊勢崎市水道料金算定要領に基づき4年間を目安に市民に対して大幅な負担とならないような料金設定を考えています。また、料金収入の見込みについては、給水量が減少傾向にあり急激な給水量の伸びも期待できないため料金収入の増額が見込めない状況です。
2 他会計繰入金の見込み	一般会計においても財政的に厳しい状況にあり、今後も大幅な増額等見込めない状況です。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	大規模投資については、総合計画等に基づいて経営状況を考えながら実施していく予定です。 具体的には平成19年度は境下武士浄水場設備更新事業(ポンプ、電気設備)、平成20年度は磯配水池築造工事、平成21年度・22年度は境下武士浄水場配水池増設工事、平成23年度は広瀬浄水場設備更新工事を実施しました。 また、資産売却については、今後使用しないと見込まれる水道用地について売却等の処分を実施しています。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	加入金については、毎年住宅の新築・改築等にもなう給水申込みが増加傾向にあるため若干ではあるが、増収を見込んでいましたが、減収傾向にあります。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

#### IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	
○ 地方公務員の職員数の純減の状況	<p>第2次伊勢崎市集中改革プランにおいて、平成22年4月1日の市全職員数2,428人を基準とし、5年後の平成27年4月1日に95人減の2,333人以下とすることを定員適正化の目標としています。なお、平成17年から平成22年までの過去5年間の職員数の削減状況については、69人の削減となっています。</p> <p>上水道事業では、集中改革プランにおいて平成21年度までに2名の削減を目標としていましたが、実際には平成19年度において6名を、平成20年度において4名を、平成21年度において1名を削減しました。</p>
○ 給与のあり方	
◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	<p>給与構造の見直しについては国に準じて、平成18年4月より実施しています。地域手当の支給については、国における地域手当指定基準に基づいて支給対象とはしていません。</p>
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	<p>現在、行政職一表(3級まで)の適用としていますが、平成18年4月実施の給与構造の見直しにより、ほとんどの職員が現給保障となっています。技能労務職員は、退職者不補充としていますが、平成24年度から行政職二表へ移行しました。</p>
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	<p>退職時特昇については、平成16年度をもって廃止しています。</p>
◇ 福利厚生事業のあり方	<p>健保組合の事業主負担割合の適正化等の取組は、全国市町村共済組合連合会が中心となって行っています。</p>
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等	
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	<p>課題②経費の削減については、浄水場ごとに契約している警備委託など契約の一本化や内容の見直し等による経費の縮減や、事務量の見直しなどにより職員管理の適正化および人件費の削減を図ります。</p> <p>また、老朽化した水道施設整備や配水管等整備については工事内容や実施時期などの見直しを行うなど、維持管理費等の経費縮減と効率運営に取り組めます。</p>
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	<p>課題②経費の削減については、今後も可能な限り浄水場運転などの業務に関して民間委託を推進していく予定です。</p>

#### IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保  <input type="checkbox"/> 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	課題①料金収入の確保については、伊勢崎市水道料金算定要領に基づき4年間を単位としてコストを見直し、市民に対して急激な負担増とならないように適正な料金を設定します。また、売却可能資産の処分については、今後使用しないと見込まれる水道用地について売却等の処分を実施しています。
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入  <input type="checkbox"/> 経営健全化や財務状況に関する情報公開  <input type="checkbox"/> 行政評価の導入	策定したものについては広報・ホームページ等に積極的に公表していく予定です。  平成19年度から実施し、今後も引続き事務事業評価を行いながら効率的な企業運営につなげていきたいと考えています。
5 その他	課題③公債費の健全化については、建設改良事業の選択や見直しを実施し、また補償金免除繰上償還制度の利用や低利債の借り入れにより、公債費負担の軽減に努めます。 また、課題④不納欠損額の縮小については、転居先不明者の追跡調査など行い不納欠損額の縮小に努めます。

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記す。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	定員適正化計画により平成17年から22年までの5年間で職員数2人減の計画を平成19年度で6人、平成20年度で4人、平成21年度で1人の減員を行いました。また、さらなる民間委託を進めることにより、人件費総額の削減に取り組めます。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	課題②経費の削減については、各施設ごとに契約している警備委託など契約の一本化や内容の見直し等による経費の縮減や、事務量の見直しなどにより職員管理の適正化および人件費の削減を図り、配水管等整備については事業計画などの見直しを実施し経費縮減と効率運営に取り組み、繰越欠損金を発生させないよう努力します。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	
4 その他	課題①料金収入の確保については、給水量が減少傾向にある中で料金改定時には現行の料金収入が維持できるような改定率に努めます。また、課題③公債費の健全化については、建設改良事業の選択や見直しを実施し、補償金免除繰上償還制度の利用や低利債の借り入れにより、公債費負担の軽減に努めます。また、課題④不納欠損額の縮小については、転居先不明者の追跡調査など行い不納欠損額の縮小に努めます。

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

<p>1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。</p> <p>2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度目標策定に際して必須項目とされているので漏れないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体（事業）の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職員に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。</p> <p>3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。</p> <p>4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。</p> <p>5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。</p> <p>6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。</p> <p>7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。</p> <p>8. 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、Iの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。</p> <p>9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。</p> <p>10. 必要に応じて行を追加して記入すること。</p>
---

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	計画前5年間 実績	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		計画合計		
		(計画前5年度) (決算)	(計画前4年度) (決算)	(計画前3年度) (決算)	(計画前2年度) (決算)	(計画前1年度) (決算見込)		(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)								
<b>【収入の確保】</b>																				
2	料金改定率											△ 0.2								
	改善額(料金の適正化)※1						0												0	
	未収金の徴収対策																			
	改善額						0												0	
	一般会計負担金の額																			
	改善額(負担金の確保等)						0												0	
	資産の有効活用																			
	改善額(収入増額)						0												0	
	その他( )																			
	改善額						0												0	
<b>【経費の削減】</b>																				
1	職員給与費の適正化																			
	職員給与費(退職手当以外)			420	409	344		362	344	323	339	312	339	300	334	304	334			
	改善額				11	76	87	△ 18	0	21	5	32	5	44	10	40	10	119	30	
	給与水準																			
	改善額						0												0	
	その他( )																			
	改善額						0												0	
	職員給与費(退職手当)					35			35		35		35		35		35			
1	職員数(人)		57	56	50			50	50	46	49	45	49	45	48	45	48			
	増減数(人)				△ 1	△ 6	△ 7	0	0	△ 4	△ 1	△ 1	0	0	△ 1	0	0	△ 5	△ 2	
2	維持管理費等		709	674	776		766	737	714	722	774	712	647	707	649	702				
	改善額(適正化)				35	△ 67	△ 32	10	39	62	54	2	64	129	69	127	74	330	300	
	工事コスト※2																			
	改善額(縮減額)						0												0	
	その他( )																			
	改善額						0												0	
	累積欠損金比率			-	-	-			-		-		-		-		-			
	増減																			
	企業債現在高			16,039	15,832	15,614		15,335	15,509	14,987	15,365	14,918	15,079	14,893	14,806	14,763	14,516			
	増減				△ 207	△ 218			△ 105		△ 144		△ 286		△ 273		△ 290			
																		改善額合計	449	330

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入

注2 ※1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

※2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

3 改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

(参考) 補償金免除額 80.8

② 経営状況

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	(計画前5年度)	(計画前4年度)	(計画前3年度)	(計画前2年度)	(計画前1年度)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算見込)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
給水人口 (千人)			207	208	209	210	211	210	210	210
年間総有収水量 (千m <sup>3</sup> )		26,755	26,699	26,620	26,661	26,066	25,553	25,766	25,524	
公称施設能力 (m <sup>3</sup> /日)		130,473	130,033	130,437	103,920	104,331	102,997	102,111	101,332	
1日最大配水量 (m <sup>3</sup> /日)		91,724	90,355	90,917	89,040	87,960	87,057	88,333	87,641	
最大稼働率 (%)		70	69	70	86	84	85	87	86	
供給単価 (円/m <sup>3</sup> )		131	131	131	131	131	130	130	131	
給水原価 (円/m <sup>3</sup> )		135	133	137	140	135	141	138	138	

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。